2021.07.01
岩手県復興防災部
復興くらし再建課

産業再生特区のＱ＆Ａ

産業再生特区についてよくある質問をまとめました。

No.	項目	質　問	回　答
【制度全般】			
1	指定	指定の申請はどこに行えばよいのか。	事業の実施場所を所管する市町村へ申請書類を提出してください。申請書類は市町村経由で県に届き、県が指定要件に基づき審査の上、指定します。
2	指定	すぐに適用されない特例についても指定の申請をしてよいのか。	指定の申請は、事業者の判断で行うことができます。
3	指定	特例ごとに指定を受けなければならないのか。	特例の対象となる事業者の活動内容が異なる場合、特例によっては他の特例と指定の要件が異なることから、受けようとする特例ごとに指定を受けていただく必要があります。
4	指定	複数の特例に係る指定の申請をまとめて行うことは可能か。	複数の特例に係る指定の申請を同時に行うことは可能ですが、特例ごとに様式が定められており、記載する内容や添付書類も異なるため、それらの必要書類を省略することができません。 ただし、共通の添付書類がある場合、すべてを原本とせず、原本が一部あれば残りを写しで代用することは認められます。 なお、「設備投資減税（37 条）」、「雇用減税（38 条）」及び「新規立地促進税制（40 条）」は選択適用となります。又、「開発研究用資産減税（39 条）」は他の特例と併用可能ですが、同一の資産について 37 条及び 39 条双方の特例を二重に適用することはできませんので、ご注意ください。
5	指定	指定を受けられなかった場合、再申請してもよいか。	指定要件を満たさなかった事業者が後に指定要件を満たすことになった場合、再申請を行うことができます。
6	認定	指定事業者はいつ実施状況報告書を提出するのか。	指定事業者は、当該指定事業者の事業年度終了後、決算月の翌月 23 日までに市町村に実施状況報告書をご提出いただく必要があります。例えば、３月末決算の法人の場合は４月 23 日が、個人事業者の場合は１月 23 日がそれぞれ提出期限となります。 なお、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認められる場合、実施状況報告書の提出を受けた日から原則として１ヶ月以内に復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。
7	認定	指定事業者事業実施計画書に記載されたもの全てが実際の申告時に特例対象として認められるのか。	事業者指定に当たっては、実際の申告時と整合性が図れるよう設備投資計画等の内容を審査しておりますが、最終的には各税務当局の判断となります。 したがって、事業者指定を受け、復興推進事業の認定を受けたからといって、指定事業者事業実施計画書に記載されたもの全てが特例対象として認められるとは限りませんので、ご承知おきください。
8	変更	指定事業者事業実施計画書の内容に変更があった場合はどうすればよいのか。	指定事業者は、指定申請書の記載事項や指定事業者事業実施計画書の内容に変更があった場合は、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。 変更届出書も、指定申請書や実施状況報告書と同様、市町村を経由して提出してください。

No.	項目	質　問	回　答
9	変更	変更の届出が不要となる場合はあるのか。	内容の変更が軽微であれば届出は不要であり、変更のあった内容で実施状況報告書を作成してください。 なお、軽微な変更に該当するかどうかの判断が難しい場合は、ご相談ください。（軽微な変更の例：設備投資の内容の変更を伴わないものであり、かつ同一事業年度内に取得した設備の事業の用に供した年月日の相違又は取得を予定していた設備の取得価額の相違）
【設備投資関係】			
10	設備投資	37条の特別償却又は税額控除の適用対象となる設備はどのようなものか。	復興産業集積区域内における産業集積事業の用に供した建物、建物附属設備、構築物及び機械・装置であり、車両・運搬具や器具・備品などは対象となりません。 なお、宿舎や食堂などの福利厚生に係る設備は対象として認めておりませんので、ご注意ください。 又、製作・建設の後事業の用に供されたことのない設備が対象であり、修繕費や中古品は対象となりませんが、様々なケースが考えられますので、各税務当局にご確認ください。
11	設備投資	39条の適用対象となる研究開発用資産はどのようなものか。	新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特に行われる試験研究の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものです。 政令で定める減価償却資産とは、専ら開発研究の用に供される建物、建物附属設備、構築物、工具、器具・備品、機械・装置及びソフトウエアのうち産業集積の形成に資するものとして財務省令で定めるものです。財務省令で定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第６の上欄に掲げる建物、建物附属設備、構築物、工具、器具・備品、機械・装置及びソフトウエアです。
12	設備投資	補助金等（グループ補助金など）により取得した設備は特例の対象となるのか。	対象となります。 なお、圧縮記帳している場合、特別償却や税額控除の額は、圧縮後の取得価額を基準として算定する必要があります。（様々なケースが考えられますので、各税務当局にご確認ください。）
13	設備投資	例えば３月末決算の場合、５月に取得し事業の用に供する設備について、６月に指定を受けても特例を適用することができるのか。	設備を取得し事業の用に供した日が含まれる事業年度内に指定を受けた場合であれば、特例を適用することができます。 ただし、事業計画を判断して事業者指定を行うものであり、事業の用に供した後ではなく、計画段階で指定申請いただくことが望ましいので、ご注意ください。
14	設備投資	2021年３月31日までに指定を受けた場合、例えば９月末決算であっても、2021年４月１日以降に事業の用に供した設備には適用されないのか。	内陸市町村の事業者は、2021年３月31日までに事業の用に供した設備が対象ですので、この場合適用されません。 沿岸市町村の事業者は、2024年３月31日までに事業の用に供した設備が対象となりますので、この場合適用されます。なお、新計画に基づく指定を受け直す必要があります。
15	設備投資	赤字決算が今後も数年度続く予定であり、所得税・法人税の課税の特例の適用は見込めない事業者	可能ですが、事業者指定を受け、復興推進事業の認定を受けた上で、市町村で課税免除又は不均一課税の手続きをする必要があります。

No.	項目	質　問	回　答
		であっても、新たに機械等の設備投資を行う場合、固定資産税の課税免除又は不均一課税の特例を適用することはできるのか。	
16	設備投資	地方税の課税免除又は不均一課税のみ受けることを前提とした場合においても、事業者指定を受ける必要があるのか。	事業者指定（37 条、39 条、40 条）を受ける必要があります。 なお、地方税の課税免除又は不均一課税を受けるためには、それぞれの地方税の窓口での手続きが必要です。
17	設備投資	令和３年４月１日以降は特例の対象外となった内陸市町村の事業者において、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和３年３月31日までに対象資産を取得して対象事業の用に供することができなかった場合の措置はあるのか。	以下５つの要件を満たす場合、従前どおり特例措置を適用できることがあります。詳細はお問い合わせください。 (1)　令和３年３月 31 日までに事業者の指定を受けていること (2)　本来であれば令和３年３月 31 日までに対象資産を事業の用に供する予定であったこと (3)　新型コロナウイルス感染症等の直接的な影響により、対象資産を事業の用に供することができなかったこと※ (4)　令和６年３月 31 日までに対象資産を事業の用に供すること (5)　その他の復興特区税制の適用要件を満たしていること ※(3)の例 ・海外から部材が届かない等、設備機器等の納入の遅れにより工事が進まない場合 ・海外から技術者が入国できない等、出入国制限及び渡航制限等により工事が遅れる場合 ・同感染症のまん延により従業員が出社できない等、会社そのものの営業ができない場合 なお、景気の先行きが不透明であるなど、一般的な景況判断から設備投資を控えるようなケースは対象となりません。
【雇用関係】			
18	雇用	38 条の税額控除において、対象となる雇用されている被災者の範囲は。	次のいずれかの要件を満たす雇用者が対象です。 ①　平成23年３月11日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた者 ②　平成 23 年３月 11 日において特定被災区域内に居住していた者 又、上記の要件を満たす場合、新規雇用者だけでなく、現従業員も対象となります。
19	雇用	給与等支給額が特例対象となる期間は。	指定の日から同日以後５年を経過する日までの期間です。 ただし、内陸市町村の事業者は 2021 年３月 31 日までに事業者指定を受ける必要があります。沿岸市町村の事業者は 2024 年３月 31 日までに指定を受ける必要があります。又、複数回指定を受けることはできません。
20	雇用	対象となる雇用の形態については、正社員、パートなどの区別はあるのか。	指定事業者から給与等の支給を受ける者で、正社員、パートの区別はありません。

No.	項目	質　問	回　答
21	雇用	給与等の「等」は具体的に何を指すのか。	給与等の定義は、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与です。（様々なケースが考えられますので、各税務当局にご確認ください。）
22	雇用	家族経営の場合、例えば、父親が代表者、息子が従業員として雇用契約している場合は、息子の給与も特例対象となるのか。	白色事業者で雇用する被災者が専業専従者である場合、特例の適用を受けることができないケースがあるようです。（様々なケースが考えられますので、各税務当局にご確認ください。）
23	雇用	一人で事業をしている個人事業者も特例対象となるのか。	雇用関係が無く、給与の考え方が当てはまらないことから、対象となりません。